随意契約の内容の公表

担当部課	企画部情報政策課
契約締結年月日	令和7年9月17日
業務名	パソコン等(新設55台)設定業務
業務の概要	パソコン (40台) 及びタブレット端末 (15台) の設定のためのマスター機の作成、複製支援及び配付準備の実施
契約金額 (税込)	3, 698, 970円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	株式会社 日立システムズ中部支社
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること) - スタスト その性質又は目的が競争入札に適さないものをすると
	☑ 男 2 方 き。
	□ 第3号 □ 第3号 の提供を受ける契約をするとき。
	□ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	□ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが できる見込みのあるとき。
	□ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付 し落札者がないとき。
	□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	株式会社日立システムズ中部支社は、LGWAN接続系の
	ネットワークや認証システム、各種セキュリティシステムの
	構築、運用を行っており、株式会社日立システムズ中部支社
	以外の者に履行させた場合、当該パソコンだけでなく、庁内
	ネットワーク全体の運用に支障が生ずるおそれがあるほか、
	各システムとの連携等の確認に時間を要する可能性があるこ とから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によ
	とから、地方自信伝施打市第101条の2第1項第2号によ る随意契約とする。
	12

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。